

## [事案 23-111] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

銀行員（募集人）に勧誘され利率変動型逓増終身保険に加入したが、希望にあった商品ではなく、募集時の説明が違ったことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 6 月、新しく土地を購入するまで短期間預けたいと銀行員（募集人）に相談したところ、本商品を勧誘され、一時払保険料 300 万円で契約したが、下記のとおり、募集状況に問題があったので、契約を無効にして既払込保険料を戻してほしい。

（※契約者は成年被後見人。本事案は、成年後見人である妻からの申立て）

- (1) 短期間預けたいと希望していたのに、本商品のみを勧められた。本商品は希望に合った商品ではなかった。
- (2) 「解約時の手数料は、20 万円ほどかかる」と募集人から言われたが、平成 22 年 11 月に解約しようとしたところ、解約時の元本割れ額は 141 万円であり、虚偽の説明だと分かった。
- (3) 契約者（夫）はアルツハイマーで手が震えて字が書けないのに、「本人のサインでない」と契約できません。」と言って、無理やり申込書等の書類を書かせた。
- (4) 高齢者に対しての募集であるにも関わらず、熟慮する時間を与えず、説明を受けたその日のうちに高額の商品を契約させた。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、募集状況に問題はないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「新しく土地を購入するまでの間短期間預けたい」とか、「この預金は、土地購入のための資金である」等の話は聞いていない。
- (2) 解約に関し「20 万円」とは言っていないし、解約時の「手数料」という表現もしていない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容、および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり契約の無効原因はないことから、申立内容は認められないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

なお、申立人が主張する無効理由につき、順次判断する。

#### ①申立人の主張(3)について

(a) 法的には、契約者（夫）が成年被後見人であることを理由とする申立契約の取消しの主張と考えられる。平成 22 年 6 月に作成された意向確認書、申込書、告知書等には、契約者（夫）が署名し、妻が同席していた。

(b) 妻は、募集人に対し、契約者（夫）が成年被後見人であり、自分がその成年後見人であることを申し出なかった。しかし、妻は、契約者（夫）には契約を締結する能力がなく、日常生活に関する行為を除く全ての法律行為は、成年後見人である自分が法定代理人として行わなければならないことを熟知していたはずである。それにもかかわらず、妻は、契約者（夫）が各書類に署名することに何ら異議を述べなかったのであるから、契約者（夫）の行為をその場で黙示的に「追認」したものと解するほかない。

(c) 申立人は、募集人が「本人のサインでないと契約できません。」と言って、契約者（夫）に書類を書かせたことを非難するが、成年被後見人であることを知らない募集人としては当然の対応である。

## ②申立人の主張(1)(2)について

もっとも、追認も一つ意思表示であるから、妻が要素の錯誤に陥っていたとか、募集人による説明が詐欺と評価することができれば、妻の追認自体が無効又は取り消され得ることになる。申立人の主張(1)(2)をそのように解して審理した結果、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできず、不適合な商品を勧めたと認めることもできない。また、仮に妻が要素の錯誤に陥っていたとしたとしても、重大な過失があったと言わざるを得ないことから、妻の追認は有効となり、申立契約を取り消すことはできない。

## ③申立人の主張(4)について

熟慮する時間を与えず、説明を受けたその日のうちに高額の商品を契約させたことが、直ちに申立契約の効力を左右するものではないが、本件では、募集人は、通例そのようにしているとおり、後日の契約を勧めたところ、妻から、何度も来るのが大変だから、と当日の契約を望んだことが窺われる。

### 【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条第 1 項（詐欺又は強迫）

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。